

■ 控除証明書等の送付時期

この表では、受給者が入手する各種証明書について、各発行機関が発行するおおよその時期を一覧にしています。

受給者が各申告書等を作成するための助言や指導等に役立てることができます。

| 区 分 | | 送付時期 | 送付者 |
|--------|---------------------------------|---------------------|------------|
| 社会保険料 | 国民年金 ^{※1} 、付加年金控除証明書 | 11月頃 ^{※4} | 日本年金機構 |
| | 国民健康保険の納付証明書 | 1月～2月頃 | 各自治体等 |
| | 国民年金基金控除証明書 | 11月頃 | 国民年金基金連合会 |
| | 後期高齢者医療保険料納入済額通知書 ^{※2} | 1月頃 | 各自治体等 |
| | 介護保険料納入済額通知書 ^{※2} | 1月頃 | 各自治体等 |
| 小規模共済 | 個人型確定拠出年金（iDeCo）払込証明書 | 10月頃 | 取扱金融機関 |
| | 小規模企業共済掛金払込証明書 | 11月頃 | 中小企業基盤整備機構 |
| | 心身障害者扶養共済掛金払込証明書 | 10月～11月頃 | 各自治体等 |
| 生命保険料 | 確定給付年金の支払証明書 | 11月頃 | 支払機関 |
| | 生命保険料控除証明書 ^{※3} | 10月頃 | 生命保険会社 |
| 地震保険料 | 地震保険料控除証明書 | 10月～11月頃 | 損害保険会社 |
| 住宅借入金等 | 住宅借入金残高証明書もしくは年末残高情報 | 10月下旬 ^{※5} | 金融機関 |
| | 住宅借入金等控除証明書 | 10月 | 税務署 |

※1 国民年金を2年前前納した時、2年分の保険料の全額を、納めた年に控除することも可能ですが、各年分の保険料に相当する額を各年に分けて控除することもできます。控除証明書はあらかじめ各年別に分割されて送付されてくるので、申告の際にどちらかを選んで添付することができます。

※2 年金から天引き（特別徴収）されている方は、「公的年金等の源泉徴収票」に納入済介護保険料額が記載されています。納付書払い（普通徴収）の方は、納めた領収書または証明書により確認します。

※3 保険始期が本年内の契約の場合、保険料控除証明書は、保険証券、または継続証の下部か横に添付しています。

※4 10月1日以降に、初めて国民年金保険料を納付した方は、翌年2月頃になります。

※5 その年の10月から12月までに借入れをした方は、翌年1月下旬頃になります。